

令和8年度第1回大阪府環境審議会気候変動対策部会 議事概要

1. 日 時：令和8年8月3日（月）16時00分～17時52分

2. 場 所：WEB会議オンラインシステムによる開催

3. 議 題：

（1）建築物への再生可能エネルギー設備の導入促進に向けた制度のあり方について

【資料1】

【参考資料2】

（2）J-クレジット制度を活用した新たなスキームについて【非公開】

【資料2、3-1～3-3】

【参考資料1-1～1-2】

（3）その他

【参考資料3】

<非公開の決定>

【部会長】

- 議題（2）の「J-クレジット制度を活用した新たなスキーム」について、公募事項、応募資格、審査基準等の審議にあたり、また、事業者選定において公募の公平性及び競争性を確保するにあたり、第1回は大阪府情報公開条例第8条第1項第3号に基づき、第4回部会は同条例第8条第1項第1号に基づき、本議題の審議を「非公開」としてはどうか。

【委員】

- 異議なし

4. 委員からの意見要旨

（1）建築物への再生可能エネルギー設備の導入促進に向けた制度のあり方について

【委員】（事前聴取）

- 制度設計に当たって義務化の先行事例も整理した上で検討することがよいのではないか。
- 再エネ導入の促進については、まず太陽光発電のメリット等に関する普及啓発を進め、その上で補助制度も検討しつつ、事業者の負担なども考慮した上で導入義務化を行うなど、全体のバランスを見ながら実施するとよいのではないか。

【委員】

- 住宅・非住宅含め、省エネ化が進んでいることはわかった。
- 創エネの観点で太陽光発電に注目して施策を推進していくことに賛成する。
- 導入検討が義務化されても実際の導入は2割程度ということの要因について、大阪府は、特に中層・高層建築物が多いことに課題があるのではないか。

【事務局】

- 設置できない要因について、建築物環境計画書届出制度の中で記載箇所があり、要因の1番は設置コスト、2番は構造である。
- 制度を考える中で、京都府や群馬県は延べ床面積を設置基準としているが、中高層が多い大阪府では、東京都や川崎市の建築面積基準を参考にして、基準が過度な負担にならないように制度を検討していきたいと考える。

【委員】

- 参考意見にはなるが、例えば、駐車場に設置する場合や、ペロブスカイトの実用化によるイニシャルコストの低減、発電の効率化等も創エネ量の押し上げに寄与していくのではないかと考える。

【委員】

- 再エネ導入の取組を強化していくことには賛成である。
- 東京都や川崎市の事例を参考に建築面積を基準にすることは妥当と考えるが、東京都や川崎市はこれらの制度を導入後、期待どおりに進んでいるのかどうか。また、設置基準率についても参考にされるのか、もしくは大阪府独自で改善の余地があるのかを聞きたい。

【事務局】

- 東京都や川崎市に実際の目標量や現在の進捗は聞けていない。しかし、義務化をしたことによって事業者からの改善の要望があるかどうかを確認したところ、課題となるようなものは出ていないと聞いている。
- 大阪府独自の設置基準の設定については、東京都や川崎市の基準等で試算したところ、導入目標に対する不足部分を補えるため、府として新たに何か変更を加えることは現時点で考えていない。ただ、制度検討を進めるにあたっては、他自治体の設置基準だけではなく、ガイドライン等も考慮し、大阪府で必要なものがあれば、制度に入れていきたい。

【委員】

- 再エネの目標を引き上げていくという方向性自体は必要なこと。しかも、先駆けて大阪府としてやっていくということは重要である。
- 調達価格等、固定価格買取制度等もある中で再エネ普及が進んでこなかった要因には、隠れたコストのような障壁があるため、規制的手法で進めるとなると事業者にしわ寄せが来る。大阪での建設控えが起きることを避ける必要があるため、どのような強度で進めるかをよく考える必要がある。
- 大阪府は、基本的に高層ビルやマンション、集合住宅が多いので、太陽光発電の費用対効果はそれほど高くはないが、例えば一定平米以上の建築物に対して義務を課すと、義務を回避しようと基準からギリギリ下にし、規制をかいくぐろうとする可能性もあり、経済的な歪みも生ずるので、その点も含めてよく考えてほしい。住宅・建築関係者に広く話を聞くということも規制を進める上で重要と考える。なお、強度を強めた規制をする場合、補助も併せて考えたい。
- 東京都や川崎市と比較することについては、類似の集合住宅などが多いという建物構成の面では比較対象としてよいと思うが、コストで考えると建物の価値との比較だと思うので、東京都の同じ平米当たりの価値と大阪府の価値がどの程度違うかも影響すると考えられる。例えば、太陽電発電

を丸の内中心部の、価値が非常に高いビルへ設置するとして、コスト負担は非常に小さいので、あまり負担感はなく設置が進む。場所によって状況が変わってくるので、相対的なコスト感を理解した上で検討いただきたい。

- シリコン型とペロブスカイトの選択では、大阪で開発・量産化が進められているペロブスカイトの導入促進を図りたいということは理解できるが、まだ価格が相当高いため、今後価格が下がるタイミングに合わせていけるとよいのではないかな。

【事務局】

- 制度の対象は非住宅の大きいものと考えているが、事業者に対する負担として、新築コストに対して太陽光がどの程度占めているか等、建物の価値の考慮については、制度対象を決めていく中で検討したい。
- 今の想定では非住宅への義務化で不足量を補えると考えており、住宅については検討していないが、今後ペロブスカイトの導入量も踏まえ、ステップを踏んで対象を広げるかどうか視野に入れて制度を検討していきたい。
- 事業者へのヒアリングも今後実施したいと考えており、届出時のアンケートで把握している設置に対するコスト負担の面以外の課題について、細かい内容も確認する予定である。

【委員】

- 再エネ設置の検討義務化がされている中、20%しか導入されていないという点について、初期コスト以外に規制や税制など別の課題があるかもしれないため、分析をしていればご説明いただきたい。
- 先日、集合住宅においては、屋根に十分な面積があったとしても、資料1のp.31にあるように、共用部で使い切れる分しか設置しないとのことで、屋根に余剰面積があってもそのような判断をすることがあると知った。住宅はおそらく他の施設に比べて日照条件が良いかと思うので、スペースがある場所に設置するメリットがある仕組みになれば、積極的に導入が進むのではないかな。

【事務局】

- 初期コスト以外の課題について、現時点で把握できているものは届出時のアンケート結果のみで、大部分の課題は初期コストとなっている。非住宅に比べて、集合住宅の導入割合の方が少し低いことは、生み出す電気の使いどころがないということも要因と考える。
- 住宅用の太陽光発電はFIT価格での売電する場合、実際にかかるイニシャルコストとFIT価格算定に使われるイニシャルコストに差があり、買取期間10年でも償還期間が収まっていないという実態もあるかもしれないため、実際どの程度の期間で償還できるかという試算を次回の部会で示したい。
- 新たな仕組みという意見については、今後検討したい。

【委員】

- コスト面で導入が進まない点について、現在の物価高の状況で導入を急がせることをしてしまうと、商品やサービスに価格転嫁され、消費者や利用する側に不利益が生じるということもあり得る。そこをどう支援していけるかが重要になる。また、税制上の課題など、事業者が導入しやすいようコスト面以外の課題の分析もしつつ、進めてもらいたい。

【事務局】

- 補助や促進策がない場合、義務制度を課すことでの負担は認識している。対象範囲を決めていくにあたって、太陽光発電設備では、生み出した電気を施設で使用し、電気代に一部償還できるといったメリットもあり、それ以上に導入に対するマイナス面の方が多ければ、導入が進まないと考えられる。制度の対象範囲についてはメリットも含めて考えて決めていきたい。

【部会長】

- 戸建て住宅と大規模建築物の間の大きさの建物についてはどうか。条件が良ければ設置するメリットもあり、大規模建築物に限らず設置してもらえればよいと考える。今回議論の対象になっていない規模の建築物について、導入の検討義務や何らかの説明義務を課すなど、考える余地はあると思うが、事務局の考えはいかがか。

【事務局】

- 300～2,000 m²未満の住宅や非住宅、また 2,000 m²以上の住宅については、今回示せていないが、既存の取組内容を次回の部会で説明をさせていただく。それで不十分な場合は、今後検討していく必要があると考える。

【委員】

- 太陽光の導入促進施策はとても重要なことだが、太陽光に偏り過ぎると昼間の発電に偏る。夕方以降、太陽光の電源が失われることで、火力など別の発電方法で補わなければならない、急速に発電対応するオペレーションの難しさが発生する。
- また、5月は太陽光の出力が非常に大きくなるが、その時期の需要はあまりないので、出力抑制や他の電源でバックアップすることが必要になる。これにより、系統の統合費用のようなコストが必要になり、全体のコスト負担を、例えば託送料金という形で上乗せされるなど利用者の負担になる。うまくバランスを取りながら全体のコスト感を意識して検討する必要がある。

【事務局】

- 参考にさせていただく。

（２）J-クレジット制度を活用した新たなスキームについて【非公開】

【事務局】

- 参考資料 1－1 の運営要領改正において、第 2 の所掌事項等（４）に「計画の推進のための事業に係る審査に関すること」を追加した。本件はこれに基づき審議を行うもの。

■事業目的・背景

事業者による CO₂削減分をクレジット認証するスキームを実践し、創出したクレジットを大阪・関西万博に寄附することで、事業者への脱炭素経営の浸透とクレジット活用の活性化を図ることを目的とした事業を実施してきた。本事業について万博のレガシーとして継承・発展させ、府内事業者によるさらなるクレジットの創出と活用を促進し、クレジット市場の活性化を図るとともに、事業者の脱炭素経営を促進する。

■ 審議

新たなスキームの考え方及びスケジュール、運営事業者を選定するための公募要領等に関して、委員の意見を聴取した。

（３） その他

【事務局】

- 令和８年度の部会スケジュールについて、建築物への再エネ導入促進については全４回の審議を行い、令和９年１月の大阪府環境審議会で答申案の報告を行う。また、Ｊークレジット制度の新たなスキームについて、第４回で事業者の審査を行う。
- このほかの議題については例年どおりであるが、おおさか気候変動対策賞については前倒しを行い、今年度は第３回で審査を行う予定。